

## 動物検疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

	平成 23 年 5 月 17 日付け 23 動検第 156 号
一部改正	平成 26 年 2 月 13 日付け 25 動検第 1061 号
一部改正	令和 3 年 3 月 26 日付け 2 動検第 1226-1 号
一部改正	令和 4 年 7 月 8 日付け 動検第 408 号
一部改正	令和 6 年 4 月 3 日付け 5 動検第 964 号

農林水産省動物検疫所

農林水産省就業体験実習実施要領(平成 15 年 1 月 31 日大臣官房秘書課長通知(以下「実施要領」という。))第 15 の(1)に定める動物検疫所の実施分に係る実習生の募集・決定の具体的手続及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によることとする。

### (実習生の募集)

第 1 実習生の募集は、次により行う。

- (1) 動物検疫所長は、実習生の受入れについて、受入れ可能な部署名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式 1 にとりまとめ、速やかに、大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
- (2) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式 2 にとりまとめ、被推薦者毎に動物検疫所長の定める個人調書を添付して、動物検疫所長に提出する。ただし、海外に所在する大学等の学生が実習を希望する場合に限り、学生が直接、動物検疫所長に提出する。

### (実習生の決定等)

第 2 実習生の決定は、次により行う。

- (1) 動物検疫所長は、受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する部署の長による面接を行うことができる。
- (2) 動物検疫所長は、別紙様式 3 により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の氏名及び実習を実施する部署等(以下「受入部署等」という。)を通知する。当該学生への結果の通知は、各大学等において行うこととする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、動物検疫所長は、当該学生に直接結果を通知するものとする。
- (3) 実習生は、実施要領第 6 の(5)に規定する誓約については、別紙様式 4 による誓約書に署名し、動物検疫所長に提出することとする。

(実習の実施に係る留意すべき事項)

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 動物検疫所長は、実習を実施する部署の長に、その所属職員(原則として主任検疫官クラス)のうちから指導員を指名させる。
- (2) 指導員は、別紙様式5により実施要領第7の(3)に規定する実習計画書を実習開始前日までに動物検疫所長まで提出するものとする。
- (3) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して動物検疫所長に提出することとする。
- (4) 指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について動物検疫所長に報告することとする。
- (5) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は動物検疫所において準備し、実習生に供与する。
- (6) 指導員は、実施要領第11の趣旨を踏まえ、実習生が動物検疫所所内システムを適正に利用できるよう措置するとともに、実習生を指導・監督しなければならない。
- (7) 動物検疫所は実習最終日に、実習期間中の評価について、実習生へ書面または口頭で伝達するものとする。
- (8) 実習時間は午前8時30分から午後5時00分まで(以下、「定時」という。)とし、このうち午後0時から午後1時は休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。

(実習の期間の延長の取扱い)

第4 実施要領第4の(2)に基づく実習の期間の延長については、次のとおりとする。

- (1) 実習生から実習の期間の延長の申出があり、受入部署等として延長して受け入れることができると判断したときは、速やかに動物検疫所長に連絡する。
- (2) (1)により、実習の期間の延長の申出について連絡を受けた動物検疫所長は、速やかに実習の期間の延長の申出を行った実習生が所属する大学等に連絡し、当該期間の延長についての可否の判断について伺いを立てるとともに、受入延長を行う期間が実習生が加入する保険(実施要領第13に定める保険をいう。)の保険期間内であることを確認する。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、動物検疫所長において確認する。
- (3) 動物検疫所長は、(2)において行った実習の期間の延長の可否の判断等を総合的に勘案し、当該延長の可否について決定するものとする。

(4) 動物検疫所長は、(3)の結果について、速やかに当該実習生の所属する大学等に連絡するものとする。

(5) (3)において、実習の期間の延長について「可」と判断したときは、動物検疫所長は、パソコンの貸出期間の延長等必要な手続をとることとする。

(実習結果の報告)

第5 各大学等は、動物検疫所長に、実習の結果の報告を求めることができる。

(特例的な取扱い)

第6 本実施細則第1及び第2の定めるところにかかわらず、実習生の募集及び決定等に関しては、大学等の事情に基づいて異なる取扱いを定めることができる。



(別紙様式2)

農林水産省動物検疫所就業体験実習推薦申込書

大学・学部名等

統括責任者職名

氏名

連絡担当者職名

氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

学生氏名	年齢・性別	学年・ 専攻学科等	住 所 (市区町村名)	大学での農林水産省就業体験 実習の取扱いについて (単位化予定等)	備 考 (要望等)

(別紙様式3)

文書番号

日 付

大学総括責任者あて

農林水産省動物検疫所長

農林水産省動物検疫所就業体験実習受入れの決定等について

貴殿から推薦のあった農林水産省動物検疫所就業体験実習の受入れについては、選考の結果、別記農林水産省動物検疫所就業体験実習生名簿の者を受け入れることとしましたので、お知らせします。

なお、「誓約書」の提出については、別途お知らせします。

別記

農林水産省動物検疫所就業体験実習生名簿

実習実施機関	受入部署	受入開始日	受入終了日	学部	氏名

(別紙様式4)

## 誓 約 書

農林水産省動物検疫所長 殿

農林水産省動物検疫所において就業体験実習を受けるに当たり、農林水産省就業体験実習実施要領(平成15年1月31日大臣官房秘書課長通知)等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

### 記

- 1 実習時間は午前8時30分から午後5時00分まで(以下、「定時」という。)としこのうち午後0時から午後1時は休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
- 2 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 3 実習期間中は動物検疫所職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。また、受入部署で定めた受入条件を遵守すること。
- 4 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
- 5 動物検疫所における実習活動中に知り得た情報(公開されているものを除く。)の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
- 6 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して動物検疫所長に提出すること。
- 7 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に動物検疫所長の承認を受けること。
- 8 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
- 9 実習中において農林水産省または第三者に損害を与えた場合は、その責めは実習生が負うこと。そのような場合に備え、加入している保険の条件をよく確認しておくこと。

年 月 日

大 学 名

学 生 氏 名(署 名)

(別紙様式5)

実 習 計 画 書

実 習 生	受入部署名	
	所属大学名	
	氏 名	
実習指導員	職 名	
	氏 名	
実 習 計 画	月 日	